○　公開までの流れ

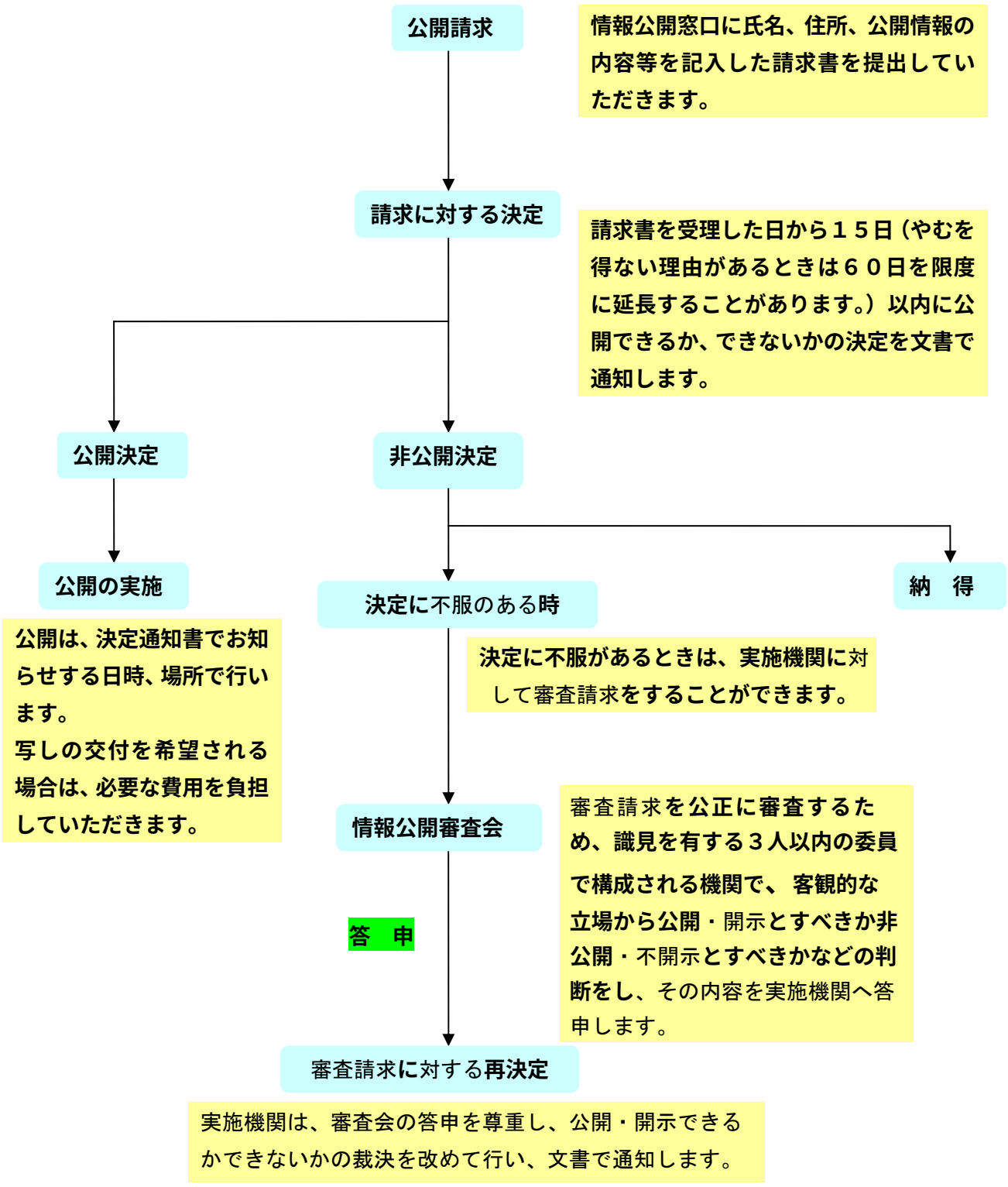
公開請求
情報公開窓口に氏名、住所、公開情報の内容等を記入した請求書を提出していただきます。
請求に対する決定
請求書を受理した日から１５日（やむを得ない理由があるときは６０日を限度に延長することがあります。）以内に公開できるか、できないかの決定を文書で通知します。
公開決定
非公開決定
公開の実施
公開は、決定通知書でお知らせする日時、場所で行います。
写しの交付を希望される場合は、必要な費用を負担していただきます。
決定に不服のある時
納　得
決定に不服があるときは、実施機関に対して審査請求をすることができます。
情報公開審査会
審査請求を公正に審査するため、識見を有する３人以内の委員で構成される機関で、客観的な立場から公開・開示とすべきか非公開・不開示とすべきかなどの判断をし、その内容を実施機関へ答申します。
答　申
審査請求に対する再決定
実施機関は、審査会の答申を尊重し、公開・開示できるかできないかの裁決を改めて行い、文書で通知します。